『権利擁護と福祉のコンプライアンスルール』

～より良いサービス提供のための具体的な行動指針～

　　　平成26年11月30日

 　宮城福祉オンブズネット「エール」http://www7.ocn.ne.jp/~lastword/

　　副理事長・スーパーバイザー

　　小 湊 純 一。（社会福祉士・介護支援専門員）jk@npojmi.com

　　　・居宅介護支援事業所 ふくし＠ＪＭＩ 所長　http://www.npojmi.com/

　　　・宮城県社会福祉士会 副会長 http://www2.ocn.ne.jp/~macsw/

　　　・宮城県ケアマネジャー協会 事務局長 http://www2.odn.ne.jp/~mcma/

　　　・宮城県高齢者・障がい者虐待対応連絡協議会 事務局長

　　　・宮城の認知症ケアを考える会 世話人

「 福祉のコンプライアンスルール 」

Ⅰ　福祉のコンプライアンスルール

|  |
| --- |
| 権利侵害の背景　１　障がい等により自分の権利を自分で守れない。　２　世話をする側とされる側の上下関係がある。　３　生活支援の場が密室になる。　４　認知症・知的障害などの理解が不足している場合がある。　５　権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。　６　自分で情報を集めて選び判断することが難しい。　７　人には「相性」がある。　８　後見のシステムがまだ一般化していない。 |

１　福祉のコンプライアンスルール（法令遵守と行動規範）

　福祉のコンプライアンスルールは，単なる法令の遵守と最低基準を守るためのルールではなく，高齢者・障害者の基本的人権にやさしい福祉サービスを提供する事業者とそのスタッフの行動指針として，その専門性を高めるために必要なシステムである。

　しかし，システム自体も重要だが，福祉のコンプライアンスルールを作り，実施し，管理する“人”がもっとも重要である。

～自己評価が実地指導・指導監査を超える～

　　最低基準である運営基準に基づいてサービスを提供するのは当然の責務である。最低

　基準なのだから，実地指導で指摘されるのはしょうがない。しかし，よくよく考えてみ

　ると変だということがわかる。

　　福祉・介護のプロ，専門家は誰かというと，実地指導の事務担当者や保健師ではなく，

　福祉・介護の施設・事業所であり，その職員である。最低基準をクリアした上で，自分

　たちの理念を持ち，理念に沿った質の良いケアを提供し，自己評価することが専門性を

　持ったプロの仕事である。

２　高齢者・障害者にサービスを提供する事業者におけるコンプライアンスの展開につい

　て

　未だに福祉サービスの内容は，運営基準による最低基準から脱却していない。国等の取り組んでいるような第三者評価，サービス情報開示の標準化についても，行政による指導監査・実地指導の域を出ない。最低基準や守るべき法令を乗り越え，サービス事業者自らが「個人を尊厳した良質で適切なサービス」を考えることにまだ慣れていないというのが現実である。

　ただそこに勤務しているだけで専門性を持っていると錯覚している人が沢山いると感じている。施設・事業者の社会的役割，自分の職責を理解し，専門性を伸ばす努力をすることから始める必要がある。

（１）自らのサービス基準を作る

　　とりあえず，運営基準からでも良い。明確な行動基準と責任において仕事をすること

　の良さを体験してほしい。

（２）サービス基準を公開する

　　「やる！」と決めたサービスを公開し，お知らせする。サービスを提供する方も，サ

　ービスを受ける方も，透明性があってわかり易い。

（３）自己評価し，さらに良くする

　　自己評価は，自らの意思で行う。実施するサービスの内容を公開し，確実に実施する

　ことを約束すると，評価し易い。

　　計画も約束もしていない状況での評価はどのようにすれば良いのか判断に迷う。介護

　保険制度の満足度調査で，「概ね満足」という答えが返って来たということは，なにを

　してくれるのかが分からないにも関わらず，満足していますか？と聞かれたからである。

３　インセンティブ，モチベーション

　運営から経営へと変化し，様々な事業形態がサービスに参画することが出来るようになった今，スタッフ待遇の低下が顕著である。民間法人だけでなく，社会福祉法人に至るまで，職員の移動・退職が激しい。経営側は経験・実績より，未経験・低年齢の，安く雇用出来る人を選び，常勤（俗にいう正職員）ではなく臨時的雇用を増やしている。「辞められても換えはいくらでもいる」と考える経営者の元で，個人も全体も意識を高めるということは大変難しいことである。

（１）コンプライアンスルールは職員に優しい

　　理念と方向性を明確にし，行動の理由を明確にして説明できるようにし，常に話し合

　い考える時間を作り，責任をもって仕事をし，達成感を持ってもらうことが重要である。

　　自己責任と満足は相反するようで，一体である。

　　具体的にどのようにすることが“利用者個人の尊厳”につながるのか，どのようにす

　ると“良質”なサービスなのか，どうすることが“適切”なサービスと言えるのかが明

　確になる。

　　やるべきケア，方法，考え方，自分の責任が理解できると，充実した仕事ができる。

　　具体性の無い管理者の“叱咤激励”の言葉を集めたので，一部紹介する。

　　①　頑張りなさい。きちんと対応しなさい。

　　②　信頼されるような職員になりなさい。

　　③　福祉施設職員としての自覚を持ちなさい。

　　④　責任のある仕事をしなさい。

　　⑤　何かあったら誰が責任をとると思ってるの。

　　⑥　事故を起こさないようにしなさい。

　　⑦　苦情が出ないようにしなさい。

　　⑧　評判が良くなるようにしなさい。

　　⑨　リスク管理をしなさい。

　　よく聞く言葉だが，抽象的で，どのように行動すれば良いのか判断できず，不安が

　増すだけである。

（２）コンプライアンスルールは事業所の信頼に貢献する

　　利用者個人の尊厳，良質で適切なサービスが具体化され，スタッフ個人の努力により

　実施され，施設や事業所の社会的信頼が得られるようになるということは，利用者を含

　めたすべてに満足を与える。

４　コンプライアンスルール策定

（１）コンプライアンスルールの構成

　　①　経営方針

　　②　法令の遵守

　　③　経営者・管理者の役割

　　④　職員の役割

　　⑤　公益通報の方法（参考１）

　　⑥　会計経理の方法

　　⑦　プライバシー保護

　　⑧　事故への対応

　　⑨　苦情への対応

　　⑩　専門的ケアの内容

　　⑪　自己評価の方法

　　⑫　情報開示の方法

　　⑬　実行のための方法

（２）コンプライアンスルールの導入

　　　当初からすべてにわたって策定されるのが望ましいが，現実的には的をしぼって段

　　階的に作成することになるだろう。その例を整理して記載した。

　　①　法令遵守型

　　　　関係法令・通知に基づいたもの。

　　②　理念実行型

　　　ア　法人や施設の経営理念を具体的に実行するもの。

　　　イ　関係法令の上位理念を具体化するもの。

　　③　運営基準プラスα型

　　　　最低基準である運営基準に基づくサービスに，事業所独自のサービスを上乗せす

　　　るもの。

　　④　専門性追求型

　　　　福祉・介護の専門性の高いサービスを提供するもの。

　　⑤　対象限定型

　　　　経営者，管理者，職員等が，誰に対してどうするかを定めるもの。

５　実施に向けて

（１）コンプライアンスルール策定の方法

　　①　話し合いと合意の上で定めること

　　②　具体的であること

　　③　実行可能な内容であること

（２）スーパーバイザーの役割

　　①　明確な経営理念を持っていること

　　②　法令と職責を十分理解していること

　　③　考えることを支援すること

（３）コンプラ管理者

　　①　法令と職責を十分理解していること

　　②　コンプライアンスルール策定の経緯を理解していること

　　③　行動，言動，考えを否定しないこと

（４）公益通報先

　　①　中立性，公平性及び秘密が保たれるところを見つけること。

～参考～

高齢者･障害者の権利擁護実務シリーズ②

「高齢者・障害者の権利擁護とコンプライアンス」
高野範城，荒中，小湊純一／著　あけび書房

Ⅱ　福祉施設・事業所ごとのケアの方針によってサービスが違ってくる

　１　接遇・権利擁護

　２　社会参加

　３　医療・看護

　４　リハビリ

　（１）機能訓練

　（２）生活リハビリ

　５　介護

　（１）入浴

　（２）移動

　（３）食事

　（４）排泄

　（５）更衣

　（６）移乗

　（７）整容

　（８）ＩＡＤＬ

　６　認知症ケア

　７　生活相談支援

　８　食生活

　９　レクリエーション

　10　安全

　11　その他

Ⅲ　最低基準（法令）

社会福祉法

(福祉サービスの基本的理念)

第三条　福祉サービスは，個人の尊厳の保持を旨とし，その内容は，福祉サービスの利用

　者が心身ともに健やかに育成され，又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営む

　ことができるように支援するものとして，良質かつ適切なものでなければならない。

 (地域福祉の推進)

第四条　地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を

　行う者は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一

　員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会

　が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

 (福祉サービスの提供の原則)

第五条　社会福祉を目的とする事業を経営する者は，その提供する多様な福祉サービスに

　ついて，利用者の意向を十分に尊重し，かつ，保健医療サービスその他の関連するサー

　ビスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ，これを総合的に提供することが

　できるようにその事業の実施に努めなければならない。

**介護保険法**

(目的)

第一条　この法律は，加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態

　となり，入浴，排せつ，食事等の介護，機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の

　医療を要する者等について，これらの者が尊厳を保持し，その有する能力に応じ自立し

　た日常生活を営むことができるよう，必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る

　給付を行うため，国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け，その行う保険給

　付等に関して必要な事項を定め，もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るこ

　とを目的とする。

 (介護保険)

第二条　介護保険は，被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し，必要な保険給付を行

　うものとする。

２　前項の保険給付は，要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行

　われるとともに，医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

３　第一項の保険給付は，被保険者の心身の状況，その置かれている環境等に応じて，被

　保険者の選択に基づき，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが，多様な事業者又

　は施設から，総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

４　第一項の保険給付の内容及び水準は，被保険者が要介護状態となった場合においても，

　可能な限り，その居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが

　できるように配慮されなければならない。

**居宅介護支援（抜粋）**

 (基本方針)

第一条　指定居宅介護支援の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が

　可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで

　きるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定居宅介護支援の事業は，利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じて，

　利用者の選択に基づき，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが，多様な事業者か

　ら，総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供に当たっては，利用者の意思及

　び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供される指定居宅サービス等

　が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう，公正中立

　に行われなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は，事業の運営に当たっては，市町村，法第百十五条の四十

　五第一項に規定する地域包括支援センター，老人福祉法第二十条の七の二に規定する老

　人介護支援センター，他の指定居宅介護支援事業者，指定介護予防支援事業者，介護保

　険施設等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条　指定居宅介護支援の方針は，第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基

　本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。

　一　指定居宅介護支援事業所の管理者は，介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に

　　関する業務を担当させるものとする。

　二　指定居宅介護支援の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又は

　　その家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行う。

　三　介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成に当たっては，利用者の自立した日常

　　生活の支援を効果的に行うため，利用者の心身又は家族の状況等に応じ，継続的かつ

　　計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

　四　介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成に当たっては，利用者の日常生活全般

　　を支援する観点から，介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サー

　　ビス，当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サー

　　ビス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

　五　介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成の開始に当たっては，利用者によるサ

　　ービスの選択に資するよう，当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサ

　　ービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものと

　　する。

　六　介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利

　　用者について，その有する能力，既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置

　　かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし，利用者が

　　自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しな

　　ければならない。

　七　介護支援専門員は，前号に規定する解決すべき課題の把握(以下**「アセスメント」**

という。)に当たっては，利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族に面接して行

　　わなければならない。この場合において，介護支援専門員は，面接の趣旨を利用者及

　　びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。

　八　介護支援専門員は，利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づ

　　き，利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制

　　を勘案して，当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最

　　も適切なサービスの組合せについて検討し，利用者及びその家族の生活に対する意向，

　　総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，提供されるサービスの目標及びそ

　　の達成時期，サービスの種類，内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意

　　事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

　九　介護支援専門員は，サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成

　　のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下こ

　　の条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催に

　　より，利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに，当該居宅サービス

　　計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとす

　　る。ただし，やむを得ない理由がある場合については，担当者に対する照会等により

　　意見を求めることができるものとする。

　十　介護支援専門員は，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等につ

　　いて，保険給付の対象となるかどうかを区分した上で，当該居宅サービス計画の原案

　　の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得な

　　ければならない。

　十一　介護支援専門員は，居宅サービス計画を作成した際には，当該居宅サービス計画

　　を利用者及び担当者に交付しなければならない。

　十二　介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成後，居宅サービス計画の実施状況の

　　把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い，必要に応じて居宅サ

　　ービス計画の変更，指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行

　　うものとする。

　十三　介護支援専門員は，前号に規定する実施状況の把握(以下**「モニタリング」**とい

　　う。)に当たっては，利用者及びその家族，指定居宅サービス事業者等との連絡を継続

　　的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければな

　　　らない。

　　イ　少なくとも一月に一回，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。

　　ロ　少なくとも一月に一回，モニタリングの結果を記録すること。

　十四　介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催によ

　　り，居宅サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意

　　見を求めるものとする。ただし，やむを得ない理由がある場合については，担当者に

　　対する照会等により意見を求めることができるものとする。

　　イ　要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定

　　　を受けた場合

　　ロ　要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分

　　　の変更の認定を受けた場合

　十五　第三号から第十一号までの規定は，第十二号に規定する居宅サービス計画の変更

　　について準用する。

　十六　介護支援専門員は，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率

　　的に提供された場合においても，利用者がその居宅において日常生活を営むことが困

　　難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合

　　には，介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

　十七　介護支援専門員は，介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から

　　依頼があった場合には，居宅における生活へ円滑に移行できるよう，あらかじめ，居

　　宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

　十八　介護支援専門員は，利用者が訪問看護，通所リハビリテーション等の医療サービ

　　スの利用を希望している場合その他必要な場合には，利用者の同意を得て主治の医師

　　又は歯科医師の意見を求めなければならない。

　十九　介護支援専門員は，居宅サービス計画に訪問看護，通所リハビリテーション等の

　　医療サービスを位置付ける場合にあっては，当該医療サービスに係る主治の医師等の

　　指示ける場合にあっては，当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点か

　　らの留意事項が示されているときは，当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

　二十　介護支援専門員は，居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護

　　意するものとし，利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き，

　　短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のお

　　おむね半数を超えないようにしなければならない。

　　は，その利用の妥当性を検討し，当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すると

　　ともに，必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し，継続して福祉用具貸与を受

　　ける必要性について検証をした上で，継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合

　　にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

　二十二　介護支援専門員は，居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合に

　　あっては，その利用の妥当性を検討し，当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を

　　記載しなければならない。

　二十三　介護支援専門員は，利用者が提示する被保険者証に，法第七十三条第二項に規

　　定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス

　　若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には，利用者にその趣

　　旨(同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの

　　種類については，その変更の申請ができることを含む。)を説明し，理解を得た上で，

　　その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

　二十四　介護支援専門員は，要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合

　　には，指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を

　　図るものとする。

　二十五　指定居宅介護支援事業者は，法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき，指

　　定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては，当

　　該指定居宅介護支援事業所ごとに，所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数

　　を，委託を受ける件数の上限とするとともに，その業務量等を勘案し，当該指定居宅

　　介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなけれ

　　ばならない。

（課題分析で収集すべき標準項目）

　①　ケアアセスメントは介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われて

　　はならない。

　②　アセスメント方式については，この｢標準課題分析項目｣を具備することをもって通

　　知に代える。

|  |
| --- |
| 課題分析（アセスメント）に関する項目 |
| № | 基準項目名 | 項目の主な内容(例) |
| 10 | 健康状態 | 利用者の健康状態(既往症，主傷病，症状，痛み等)について記載する項目 |
| 11 | ＡＤＬ | ＡＤＬ(寝返り，起き上がり，移乗，歩行，着衣，入浴，排泄等)に関する項目 |
| 12 | ＩＡＤＬ | ＩＡＤＬ(調理，掃除，買い物，金銭管理，服薬状況等)に関する項目 |
| 13 | 認知 | 日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目 |
| 14 | コミュニケーション能力 | 意思の伝達，視力，聴力等のコミュニケーションに関する項目 |
| 15 | 社会とのかかわり | 社会との関わり(社会的活動への参加意欲，社会との関わりの変化，喪失感や孤独感等)に関する項目 |
| 16 | 排尿・排便 | 失禁の状況・排尿排泄後の後始末，コントロール方法や頻度などに関する項目 |
| 17 | 褥瘡・皮膚の状態 | 褥瘡の程度，皮膚の清潔状況等に関する項目 |
| 18 | 口腔衛生 | 歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目 |
| 19 | 食事摂取 | 食事摂取(栄養，食事回数，水分量等)に関する項目 |
| 20 | 問題行動 | 問題行動(暴言暴行，徘徊，介護の抵抗，収集癖，火の不始末，不潔行為，異食行動等)に関する項目 |
| 21 | 介護力 | 利用者の介護力(介護者の有無，介護者の介護意思，介護負担，主な介護者に関する情報等)に関する項目 |
| 22 | 住環境 | 住宅改修の必要性，危険箇所等の現在の住環境について記載する項目 |
| 23 | 特別な状況 | 特別な状況(虐待，ターミナルケア等)に関する項目 |

**指定居宅サービスの事業の一般原則**

第三条　指定居宅サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場

　に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては，地域と

　の結び付きを重視し，市町村，他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福

　祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

**通所介護（抜粋）**

(基本方針)

第九十二条　指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事

　業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，

　その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，必要な日常生活上の

　世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維

　持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条　指定通所介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

　一　指定通所介護の提供に当たっては，次条第一項に規定する通所介護計画に基づき，

　　利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう心要な援助を行う。

　二　通所介護従業者は，指定通所介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨と

　　し，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいよう

　　に説明を行う。

　三　指定通所介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をも

　　ってサービスの提供を行う。

　四　指定通所介護は，常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ，相談援助等の生活

　　指導，機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に，

　　認知症(法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対

　　しては，必要に応じ，その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

**訪問介護運営基準（抜粋）**

 (基本方針)

第四条　指定居宅サービスに該当する訪問介護の事業は，要介護状態等となった場合にお

　いても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常

　生活を営むことができるよう，入浴，排せつ，食事の介護その他の生活全般にわたる援助

　を行うものでなければならない。

(提供拒否の禁止)

第九条　指定訪問介護事業者は，正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護の提供に当たっては，利用者に係る居宅介

　護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて，利用者の心身の状況，その置か

　れている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけ

　ればならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第二十二条　指定訪問介護は，利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護

　状態となることの予防に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われなければならな

　い。

２　指定訪問介護事業者は，自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い，常にその改

　善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第二十三条　訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は，次に掲げるところによるものと

　する。

　一　指定訪問介護の提供に当たっては，次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき，利

　　用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

　二　指定訪問介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家

　　族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行う。

　三　指定訪問介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもっ

　　てサービスの提供を行う。

　四　常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又は

　　その家族に対し，適切な相談及び助言を行う。

 (秘密保持等)

第三十三条　指定訪問介護事業所の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用

　者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

**指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（抜粋）**

(指定障害者支援施設等の一般原則)

第三条　指定障害者支援施設等は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえ

　た計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し，これに基づき利用者に対して施設障害

　福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその

　他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを

　提供しなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に

　立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

３　指定障害者支援施設等は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置す

　る等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講

　ずるよう努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条　指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者の

　心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況

　等の把握に努めなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十二条　指定障害者支援施設等は，次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画

　に基づき，利用者の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，施設障

　害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

２　指定障害者支援施設等の従業者は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，懇切丁

　寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいよう

　に説明を行わなければならない。

３　指定障害者支援施設等は，その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い，常に

　その改善を図らなければならない。

 (施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十三条　指定障害者支援施設等の管理者は，サービス管理責任者に施設障害福祉サー

　ビスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業

　務を担当させるものとする。

２　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては，適切な方法に

　より，利用者について，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて

　利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い，利用者

　が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を

　しなければならない。

３　アセスメントに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合におい

　て，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得なけれ

　ばならない。

４　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びそ

　の家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，

　施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期，施設障害福祉サービスを提供する

　上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならな

　い。この場合において，当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外

　の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービ

　ス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

５　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する

　施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し，

　前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとす

　る。

６　サービス管理責任者は，第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容に

　ついて利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得なければなら

　ない。

７　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画を作成した際には，当該施設障害福

　祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

８　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成後，施設障害福祉サービス計

　画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリン

　グ」という。)を行うとともに，少なくとも六月に一回以上(自立訓練(機能訓練)，自立訓

　練(生活訓練)，就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合にあっては，少なくと

　も三月に一回以上)，施設障害福祉サービス計画の見直しを行い，必要に応じて，施設障

　害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

９　サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を

　継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければな

　らない。

　一　定期的に利用者に面接すること。

　二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

１０　第二項から第七項までの規定は，第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変

　更について準用する。

(相談等)

第二十五条　指定障害者支援施設等は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等

　の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必

　要な助言その他の援助を行わなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，利用者が，当該指定障害者支援施設等以外において生活介護，

　自立訓練(機能訓練)，自立訓練(生活訓練)，就労移行支援，就労継続支援A型(規則第六

　条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)又は就労継続支援B型の

　利用を希望する場合には，他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支

　援を実施しなければならない。

 (介護)

第二十六条　介護は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に

　資するよう，適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，施設入所支援の提供に当たっては，適切な方法により，利用

　者を入浴させ，又は清しきしなければならない。

３　指定障害者支援施設等は，生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては，利用者の心

　身の状況に応じ，適切な方法により，排せつの自立について必要な援助を行わなければな

　らない。

４　指定障害者支援施設等は，生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては，おむつを使

　用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　指定障害者支援施設等は，生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては，利用者に対

　し，離床，着替え，整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければなら

　ない。

６　指定障害者支援施設等は，常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

７　指定障害者支援施設等は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該指定障害者

　支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第二十七条　指定障害者支援施設等は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と

　日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，自立訓練(機能訓練)，自立訓練(生活訓練)，就労移行支援又

　は就労継続支援B型の提供に当たっては，利用者に対し，自立した日常生活又は社会生活

　を営むことができるよう，利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければなら

　ない。

３　指定障害者支援施設等は，常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

４　指定障害者支援施設等は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該指定障害者

　支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

 (生産活動)

第二十八条　指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就労継続支援B型にお

　ける生産活動の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状

　況等を考慮して行うように努めなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就労継続支援B型における生産

　活動の機会の提供に当たっては，生産活動に従事する者の作業時間，作業量等がその者に

　過重な負担とならないように配慮しなければならない。

３　指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就労継続支援B型における生産

　活動の機会の提供に当たっては，生産活動の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の

　特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

４　指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就労継続支援B型における生産

　活動の機会の提供に当たっては，防塵じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に

　行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

 (工賃の支払等)

第二十九条　指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就労継続支援B型にお

　いて行われる生産活動に従事している者に，当該生活介護，就労移行支援又は就労継続支

　援B型ごとに，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除

　した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，就労継続支援B型の提供に当たっては，前項の規定により利

　用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均

　額」という。)を，三千円を下回るものとしてはならない。

３　指定障害者支援施設等は，就労継続支援B型の提供に当たっては，利用者が自立した日

　常生活又は社会生活を営むことを支援するため，工賃の水準を高めるよう努めなければ

　ならない。

４　指定障害者支援施設等は，就労継続支援B型の提供に当たっては，年度ごとに，工賃の

　目標水準を設定し，当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた

　工賃の平均額を利用者に通知するとともに，都道府県に報告しなければならない。

 (実習の実施)

第三十条　指定障害者支援施設等は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者が施設障害

　福祉サービス計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先を確保しなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，就労継続支援B型の提供に当たっては，利用者が施設障害福

　祉サービス計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先の確保に努めなければならな

　い。

３　指定障害者支援施設等は，前二項の実習の受入先の確保に当たっては，公共職業安定所，

　障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律

　第百二十三号)第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)，

　特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努め

　なければならない。

 (求職活動の支援等の実施)

第三十一条　指定障害者支援施設等は，就労移行支援の提供に当たっては，公共職業安定所

　での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，就労継続支援B型の提供に当たっては，公共職業安定所での

　求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

３　指定障害者支援施設等は，就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては，公

　共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，

　利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

 (職場への定着のための支援の実施)

第三十二条　指定障害者支援施設等は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者の職場へ

　の定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者

　が就職した日から六月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，就労継続支援B型の提供に当たっては，利用者の職場への定

　着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就

　職した日から六月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

 (食事)

第三十四条　指定障害者支援施設等(施設入所支援を提供する場合に限る。)は，正当な理由

　がなく，食事の提供を拒んではならない。

２　指定障害者支援施設等は，食事の提供を行う場合には，当該食事の提供に当たり，あら

　かじめ，利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い，その同意を得なければなら

　ない。

３　指定障害者支援施設等は，食事の提供に当たっては，利用者の心身の状況及び嗜し好を

　考慮し，適切な時間に食事の提供を行うとともに，利用者の年齢及び障害の特性に応じた，

　適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため，必要な栄養管理を行わなければならな

　い。

４　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

５　指定障害者支援施設等は，食事の提供を行う場合であって，指定障害者支援施設等に栄

　養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指

　導を受けるよう努めなければならない。

 (社会生活上の便宜の供与等)

第三十五条　指定障害者支援施設等は，適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う

　よう努めなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続

　等について，その者又はその家族が行うことが困難である場合は，その者の同意を得て代

　わって行わなければならない。

３　指定障害者支援施設等は，常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家

　族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

 (健康管理)

第三十六条　指定障害者支援施設等は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康

　保持のための適切な措置を講じなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，施設入所支援を利用する利用者に対して，毎年二回以上定期

　に健康診断を行わなければならない。

 (緊急時等の対応)

第三十七条　従業者は，現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病

　状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要

　な措置を講じなければならない。

 (身体拘束等の禁止)

第四十八条　指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者

　又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘

　束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

２　指定障害者支援施設等は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，

　その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しな

　ければならない。

 (秘密保持等)

第四十九条　指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上

　知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定障害者支援施設等は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業

　務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じな

　ければならない。

３　指定障害者支援施設等は，他の指定障害福祉サービス事業者等に対して，利用者又はそ

　の家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の

　同意を得ておかなければならない。

 (苦情解決)

第五十二条　指定障害者支援施設等は，その提供した施設障害福祉サービスに関する利用

　者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための

　窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定障害者支援施設等は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録

　しなければならない。

３　指定障害者支援施設等は，その提供した施設障害福祉サービスに関し，法第十条第一項

　の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又

　は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の

　物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協

　力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必

　要な改善を行わなければならない。

４　指定障害者支援施設等は，その提供した施設障害福祉サービスに関し，法第十一条第二

　項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録，

　帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び

　利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに，

　都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善

　を行わなければならない。

５　指定障害者支援施設等は，その提供した施設障害福祉サービスに関し，法第四十八条第

　一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件

　の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設

　備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に

　関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，都道府県知事又は市

　町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わ

　なければならない。

６　指定障害者支援施設等は，都道府県知事，市町村又は市町村長からの求めがあった場合

　には，第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事，市町村又は市町村長に報告しな

　ければならない。

７　指定障害者支援施設等は，社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法

　第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

 (地域との連携等)

第五十三条　指定障害者支援施設等は，その運営に当たっては，地域住民又はその自発的な

　活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

**地域生活支援事業**

（市町村の地域生活支援事業）

第七十七条 　市町村は，厚生労働省令で定めるところにより，地域生活支援事業として，

　次に掲げる事業を行うものとする。

　一 　障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び

　　啓発を行う事業

　二 　障害者等，障害者等の家族，地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立し

　　た日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行

　　う事業

　三 　障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ，自立した日常生活又

　　は社会生活を営むことができるよう，地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につ

　　き，障害者等，障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ，必要な

　　情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに，障害者

　　等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害

　　者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

　四 　障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると

　　認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成

　　年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき，当該費用のうち厚生労働省

　　令で定める費用を支給する事業

　五 　障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見，保佐及び補助

　　の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

　六 　聴覚，言語機能，音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障

　　害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき，意思疎通支援（手話そ

　　の他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援す

　　ることをいう。以下同じ。）を行う者の派遣，日常生活上の便宜を図るための用具であ

　　って厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を

　　供与する事業

　七 　意思疎通支援を行う者を養成する事業

　八 　移動支援事業

　九 　障害者等につき，地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わ

　　せ，創作的活動又は生産活動の機会の提供，社会との交流の促進その他の厚生労働省令

　　　で定める便宜を供与する事業

２ 　都道府県は，市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情

　を勘案して，関係市町村の意見を聴いて，当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の

　一部を行うことができる。

３ 　市町村は，第一項各号に掲げる事業のほか，現に住居を求めている障害者につき低額

　な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ，日

　常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活

　を営むために必要な事業を行うことができる。

（基幹相談支援センター）

第七十七条の二 　基幹相談支援センターは，地域における相談支援の中核的な役割を担う

　機関として，前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法，知的障

　害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する業務を総合的に

　行うことを目的とする施設とする。

２ 　市町村は，基幹相談支援センターを設置することができる。

３ 　市町村は，一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し，第一

　項の事業及び業務の実施を委託することができる。

４ 　前項の委託を受けた者は，第一項の事業及び業務を実施するため，厚生労働省令で定

　めるところにより，あらかじめ，厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て，基幹

　相談支援センターを設置することができる。

５ 　基幹相談支援センターを設置する者は，第一項の事業及び業務の効果的な実施のため

　に，指定障害福祉サービス事業者等，医療機関，民生委員法（昭和二十三年法律第百九十

　八号）に定める民生委員，身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により

　委託を受けた身体障害者相談員，知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規

　定により委託を受けた知的障害者相談員，意思疎通支援を行う者を養成し，又は派遣する

　事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。

６ 　第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支

　援センターを設置する者（その者が法人である場合にあっては，その役員）若しくはその

　職員又はこれらの職にあった者は，正当な理由なしに，その業務に関して知り得た秘密を

　漏らしてはならない。

（都道府県の地域生活支援事業）

第七十八条 　都道府県は，厚生労働省令で定めるところにより，地域生活支援事業として，

　第七十七条第一項第三号，第六号及び第七号に掲げる事業のうち，特に専門性の高い相談

　支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し，又は派遣する事

　業，意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応

　が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

２ 　都道府県は，前項に定めるもののほか，障害福祉サービス又は相談支援の質の向上の

　ために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指

　導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むため

　に必要な事業を行うことができる。

参考資料①　コンプライアンスルールの例　～接遇～

社会福祉法

 (福祉サービスの基本的理念)

第三条　福祉サービスは，個人の尊厳の保持を旨とし，その内容は，福祉サービスの利用

者が心身ともに健やかに育成され，又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして，良質かつ適切なものでなければならない。

　上記，社会福祉法の「福祉サービスの基本的理念」に基づき，利用者一人ひとりを“個人として尊厳”するため，次のとおり対応します。

　　１　呼ばれれば反応し，できるだけすぐに対応します。

　　２　聞かれれば，わかるように答えます。

　　３　呼ばれたい名前で呼びます。

　　４　普通に丁寧な言葉で話します。

　　５　経過・結果を報告します。

　　６　普通に見ていて気づきます。

　　７　「いいですよ」と言います。

　　８　明るく挨拶します。

　　９　こぎれいにします。

　私たちの姿勢で最も重要なことは，「相手のことを理解しようと努力すること」です。その想いは必ず通じるし，私たちにとって最も大切な「利用者からの信頼」につながります。

１　呼ばれれば反応し，できるだけすぐに対応します。

（１）呼ばれたら返事をする。

　　　呼んだ時，すぐに反応してもらえると，聞いてもらっている，関心を持ってもらっ

　　ていると感じることができます。逆に，何の反応もなければ，聞こえているのだろう

　　か，聞こえていないのだろうか，自分のことを見てくれていないのではないだろうか

　　という不安な気持ちになります。

　　　また，待っているということはとても長く感じるものです。できるだけすぐに対応

　　してあげられることが，その人にとってはとても嬉しいことであり，満足できること

　　だと思います。

　　　でも，どうしてもすぐに対応できない場合もあると思います。その時には，すぐに

　　できないからといって知らん振りするのではなく，返事をしてそのことを説明できれ

　　ばその人も“自分のことをわかってくれているんだ”“気にかけてくれているんだ”

　　という気持ちになれるのではないでしょうか。

（２）側に行って話を聞く。

　　　他の方を向いていたり，遠くの方で返事だけされても，聞いてもらっているという

　　感覚にはなりません。側で顔を見て話してもらえれば，聞いてもらっていることが伝

　　わり安心でき，話したいという気持ちになります。

（３）話をされたら「そうですか」と聞く。

　　　その人の想いをそのまま受け入れるということです。もし「痛い」と訴えた時「そ

　　んなに痛いはずないでしょ」などと否定されればいい気分にはなりません。そのまま

　　受け入れて，話を聞くことが大切です。

（４）すぐに対応できない時も，理由を説明して理解してもらえたか確認する。

　　　説明なしにただ待たされれば，“伝わっているのだろうか・・”，“わかっていて

　　も対応してもらえないのだろうか・・”という不安な気持ちで待たなければなりませ

　　ん。同じ待つにしても，説明をしてもらえれば，自分のことをわかってもらっている

　　という安心感が持てます。『不安』と『安心』では大きな違いです。

（５）・・・・・

２　聞かれれば，わかるように答えます。

（１）スタッフ全員がその人の状況を把握している。

　　　スタッフみんなが，常にその人の状況をわかるようにして，スタッフ誰に聞いても

　　すぐに答えられる状況にします。すぐに答えられるということは，その人に対してい

　　つも気配りしているということです。

（２）・・・・・

参考資料②　知らず知らずに権利侵害の事例

　とある入居施設（氏名，名称はすべて仮名です。）

～その１～

登場人物：利用者佐藤さんに会いに来た安田さん（知人）と，職員Ａ

あらすじ：認知症のある佐藤さんに，知り合いの安田さんが面会に来ました。

　　　　　職員Ａに，面会に来た事を告げ，佐藤さんがどちらにいるか尋ねます。

安田さん：「こんにちは。」

職員Ａ　：「こんにちは，面会ですか？」

安田さん：「はい。佐藤さんに会いに来たのですがお部屋はどちらでしょうか？」

職員Ａ　：「佐藤さまですね。さっきまでそのあたりに・・・」（と，ホールを見渡すが

　　　　　　姿が見えない。）

職員Ａ　：「佐藤さまはその先のトイレあたりを徘徊されていると思います。」

＊言葉の虐待，マニュアル，放置，理解不足

～その２～

登場人物：職員Ｂと認知症のある利用者日下さん

あらすじ：施設では身体拘束廃止に向けて検討中

　　　　　日下さんは，アルツハイマー病があり，理解力・判断力が著しく低下してきて

　　　　　います。さらに，嚥下性肺炎で寝込んでから足腰が弱くなり，一人で歩くこと

　　　　　が難しくなりました。しかし，自分では歩けると思っているため，車椅子に座

　　　　　っていてもすぐ立ち上がろうとします。説明しても話しが伝わらず，職員は，

　　　　　転ばないよう見守りするのが大変になってきました。そんなある日のこと・・・

職員Ｂ　：「日下さん危ないから立たないでください。座ってってばー，ほんとにもーい

　　　　　いかげんにしてください！」（と肩を手で押さえて座らせています。）

日下さん：「何でしょう！いったい・・・」（と，ぶつぶつ言いながら，また何度も，立

　　　　　ち上がろうとします。）

職員Ｂ：「日下さん，日下さん！座っていてくださいと何回言えばわかるんですか！」（と，

　　　　　声を荒げています。）

＊言葉の虐待，抑制，理解不足

参考資料③　コンプライアンスルールの例　～心得～

◯◯◯◯　主任職員の心得

１　偉そうでない

２　人の話しを良く聞く

３　昔のやり方にこだわらない

４　自分の都合でものを考えない

５　勉強している

６　安心して任せられる

７　理由が説明できる

参考資料④

◯◯◯◯　職員の心得

１　あいさつ

（１）明るく挨拶をします。

　声はあまり小さすぎず，大きすぎない位の大きさで，相手に感じよく受け入れても

らえるように明るく挨拶します。

（２）いつも挨拶します。

　　　人に会ったら，いつでもはっきりと挨拶をします。その日やその時の気分によって，

　　挨拶をしたり，しなかったり・・ということのないように，いつでも同じようにしま

　　す。

（３）気づいたらすぐに挨拶します。

　　　人に会った時は，相手が言ってからではなく，相手より先に挨拶をするように心が

　　けます。先に挨拶されると気分がいいものです。

（４）その人の目をみて挨拶します。

　　　相手の目を見て挨拶をするように心がけます。目を合わせないで挨拶されても誰に

　　対して挨拶しているのかわかりません。相手に伝わるように挨拶をします。

（５）立ち止まって挨拶をします。

　　　職員同士ではそこまで余裕はないと思いますが，利用者さんの家族や来客の場合は

　　立ち止まって挨拶するくらいの余裕を持ちます。

　　＊あいさつの例

　　・浅羽「おはようございます」

　　・日中は「こんにちは」

　　・夜は「こんばんは」

　　・日中，職員同士では「お疲れ様です」

　　・帰る時は「お疲れ様でした」

　　・利用者さんには「○○さん，（挨拶）」

　　・来客・面会者が帰る時は「ありがとうございました」

　　・居室に入る時は，ノックをして「○○さん。○○です。入っていいですか？」で，

　　　了解を得てから。

２　言葉づかい

（１）はっきりと話します。

　　　歯切れよくはっきりと発音し，あまり大きすぎず，小さすぎない適当な大きさの声

　　で話します。

（２）丁寧に話します。

　　　相手を敬う気持ちを持ち，普通の敬語を使います。友達言葉にならないように注意

　　します。

　　　また，小さい子どもと話すような言葉遣いをしません。

　　＊不適切な例

　　・散歩に行こう！。ご飯だよー。どこが痛いのー。

（３）わかりやすく話します。

　　　専門用語ではなく，誰にでもわかりやすい普通の言葉で話します。

　　・ADL→日常生活の動作（入浴・排泄・食事・着脱・整容・移動）

　　・側臥位，仰臥位→横向き，仰向け

（４）気にするようなことを口にしません。

　　　言われると不快なこと，気になることを口にしないように気をつけます。いくら丁

　　寧な言葉で話してもダメです。

　　＊不適切な例

　　・顔色が悪いですよ。太っているから歩くのが大変なんですよね。重いから介助が大

　　　変です。最近急に痩せて，悪い病気じゃないでしょうね。食べるのが遅いですね。

　　　臭いですね。やる気がないですからね。・・・

（５）誰にでも○○さんと呼びます。

　　　利用者さんに対しても，職員同士（上司，部下，年齢，経験年数に関係なく）でも

　　すべて「○○さん」と，普通に丁寧に名前を呼び，名前を言います。

　　　○○ちゃんとも，○○様とも言いません。

３　身だしなみ

（１）清潔にします。

　　　清潔にするということは，相手に良い印象を持たれるだけではなく，感染症予防の

　　ためにも重要なことです。常に清潔な状態を心がけます。

　　・爪は短く切る。

　　・服が汚れたら交換する。

　　・介護の都度手を洗う。

（２）印象に気をつけます。

　　　髪を整え，アクセサリーや髪の色などが派手にならないようにします。いつも清潔

　　にし，誰からみても好感を持たれるように気をつけます。

　　・長い髪は結ぶ。

　　・髪の色は黒を基本とし，派手にならないようにする。

　　・化粧は控えめにする。

　　・服装を整える。

　　・香水やアクセサリーは控える。

　　・無精ひげははやさない。

４　整理整頓

（１）いつもきれいにします。

　　汚れやほこりのないように気を配り，汚れたところを見つけたらすぐにきれいにします。気持ちよく暮らせるように，常に意識し，気づき，行動します。

　　・ごみが落ちていない。

　　・ほこりがない。

　　・水滴が落ちていない。

　　・汚れたままになっていない。

（２）常に整えます。

　　周りに不必要な物や障害になるような物を置かないように配慮し，乱雑にならないように気を配り，整えます。

　　・必要な物，不必要な物を整理する。

　　・使った後は，元の場所に片付ける。

　　・何がどこにあるのか誰がみてもわかるようにする。

（３）気配りをします。

　　過度にならず，ちょっとした気配りをこころがけます。

　　・花や小物・装飾品など，利用者さんの好みの飾り付けをする。

　・むやみに飾り過ぎない。

職員一人ひとりが“◯◯◯◯の顔”です

常に考えて仕事をしましょう

参考資料⑤

**１　指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（抜粋）**

**(介護)**

第十三条　介護は，入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう，入所者の心身

　の状況に応じて，適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は，一週間に二回以上，適切な方法により，入所者を入浴させ，

　又は清しきしなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は，入所者に対し，その心身の状況に応じて，適切な方法によ

　り，排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は，おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り

　替えなければならない。

５　指定介護老人福祉施設は，褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うととも

　に，その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

６　指定介護老人福祉施設は，入所者に対し，前各項に規定するもののほか，離床，着替

　え，整容等の介護を適切に行わなければならない。

７　指定介護老人福祉施設は，常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければ

　ならない。

８　指定介護老人福祉施設は，入所者に対し，その負担により，当該指定介護老人福祉施

　設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

 **(食事)**

第十四条　指定介護老人福祉施設は，栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜し好を考慮し

　た食事を，適切な時間に提供しなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は，入所者が可能な限り離床して，食堂で食事を摂ることを支

　援しなければならない。

 **(相談及び援助)**

第十五条　指定介護老人福祉施設は，常に入所者の心身の状況，その置かれている環境等

　の的確な把握に努め，入所者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，

　必要な助言その他の援助を行わなければならない。

**(社会生活上の便宜の提供等)**

第十六条　指定介護老人福祉施設は，教養娯楽設備等を備えるほか，適宜入所者のための

　レクリエーション行事を行わなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は，入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手

　続について，その者又はその家族において行うことが困難である場合は，その者の同意

　を得て，代わって行わなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は，常に入所者の家族との連携を図るとともに，入所者とその

　家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は，入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

 **(機能訓練)**

第十七条　指定介護老人福祉施設は，入所者に対し，その心身の状況等に応じて，日常生

　活を営むのに必要な機能を改善し，又はその減退を防止するための訓練を行わなければ

　ならない。

**(健康管理)**

第十八条　指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は，常に入所者の健康の状況に注意

　し，必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。